

高根沢町中学生文化スポーツ振興協議会設置要綱

高根沢町教育委員会告示第 14 号
令和 7 年 11 月 5 日

(設置)

第 1 条 高根沢町立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の地域展開等を円滑に進めるため、高根沢町中学生文化スポーツ振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域及び学校の実情を踏まえた地域クラブのあり方に関する事項
- (2) 地域クラブの持続可能な運営及び体制に関する事項
- (3) 地域クラブへの地域展開等の推進に関し必要な事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 中学校長
- (2) 中学校 PTA の会長又はその推薦する者
- (3) 高根沢町スポーツ推進委員を代表する者
- (4) 高根沢町スポーツ協会の会長又はその推薦する者
- (5) 高根沢町文化協会の会長又はその推薦する者
- (6) 高根沢町社会教育委員を代表する者
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 名及び副会長 2 名を置く。

2 会長は教育長を、副会長は中学校長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順によりその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 協議会に、専門的な課題について具体的に協議し、整理をするために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員、組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(禁止行為)

第 8 条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。その職を退いた後も同様とする。

- (2) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (3) 委員としての地位を利用して、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会及び中学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第9条 会長は、委員が次のいずれかに該当した場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められたとき。

(会議の公開等)

第10条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があったときは、非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、高根沢町教育委員会傍聴人規則（昭和33年高根沢町教育委員会規則第2号）第5条各号に掲げる行為をしてはならない。
- 4 会長は、第1項ただし書の規定により会議を非公開とするとき、又は傍聴人が前条の行為をしたと認めるときは、傍聴人に退場を命じるものとする。
- 5 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。